

服部良久著

『中世のコミュニケーションと秩序』

——紛争・平和・儀礼——

田 口 正 樹

著者の服部良久氏は長年にわたって西洋中近世史研究を牽引してきた、わが国の学界を代表する歴史家の一人であるが、その著者がこの二〇年ほどの研究活動の集大成として公刊したのが本書である。公刊は、学会誌や大学紀要に発表された論文を改訂して行われているため、巻末の「初出一覧」(四五五頁、以下本書の頁数は数字のみで示す)を手掛かりに初出論文と比較することにより著者の思考の進展を知ることでもできるが(「初出一覧」)よりは初出論文から変化がないように見える第五章・第六章も加筆・修正されている)、新稿の章もかなり含まれている。

本書の本体は、短い「序」の後に一一の章が配列され最後に簡潔な「総括と展望」が置かれるという構成になっているが、内容的にはいくつかの部分に分けることができる。第一の部分は、序・第一章・第二章で、以下の論述の前提をなす。「序」では、「本書では「コミュニケーション」を単なる情報伝達ではなく、「情報」(人、モノに関する事実のみならず、価値観、行動規範などを含む)の共有を目指す相互的な行為」と理解する。このような意味でのコミュニケーションは、ローカル・コミュニケーションから

国家、或いは国際関係に至る社会や空間の様々な位相において秩序を形成し、安定させ、社会の統合を促す。中世ヨーロッパにおいて、このようなコミュニケーションが最もドラスティックに、またインテンシヴに展開するのは、紛争と紛争解決のための共同行為においてである。」(i)という著者の基本認識が提示され、

「中世におけるコミュニケーションの研究ではなく、コミュニケーションの視点からドイツ中世の政治史を再解釈する」(ii)のが本書の課題であるとされる。第一章「ヨーロッパ中世史研究における「コミュニケーション」は、ユルゲン・ハーバーマスの「公共性」論、「封建革命」をめぐる論争、スーザン・レナルズの問題提起に始まる「封建制」再検討の動向、ゲルト・アルトホフの「政治的行動ルール」や儀礼の意義に関する研究をめぐる論争、口頭・文書・非言語のメディアについての研究状況、やはりゲルト・アルトホフの紛争研究、英仏等と比較してのドイツの特色に関する議論などを次々に取り上げて研究状況を総覧する。

そうした研究状況確認作業の中で、西洋中世に特徴的なコミュニケーション過程を、儀礼や非文書メディアに注意を払いつつ解明し、それを通じて政治秩序としての国制の性格を把握しようという著者の基本スタンスも示される。第二章「一〇——一世紀ドイツの政治秩序とコミュニケーション」は、本書の主な対象時期に先立つ時代の王権と有力貴族の関係をアルトホフなどの先行研究によりつつ概観し、ザクセン朝(オットーネン)前期には反乱した貴族を王が赦して和解し公開の儀式で関係修復を演出して反乱者の地位を回復させるという行動が目立つものの、ザクセン朝後期からザリア朝にかけてそれから逸脱するような王の態度もしば

しは見られたこと、またザリア朝期には諸侯の集合的な意思形成と行動が高まってきたことを確認する。

第三章から第一〇章は、一二世紀の前期シュタウフェン朝時代、特に皇帝フリードリヒ一世・バルバロッサの治世（一一五二—一九〇年）を扱う。第三章「フリードリヒ一世・バルバロッサの宮廷と政治的コミュニケーション」は、この部分の総論的位置を占めるが、一九九〇年に完結したバルバロッサの証書集などを用いたドイツ学界の近年の研究成果によりつつ、彼の統治と特に宮廷に関する研究状況を確認し、バルバロッサ期の紛争解決の概括的特色として、①「諸侯の助言」による宮廷裁判、②和解も多く、和解と裁判は等価的に扱われる、③同じ事件が裁判から和解へ移行する例も稀でない、④遠隔地の紛争の解決は現地の聖界諸侯などに委ねられる、⑤王自身も紛争当事者となる、⑥宮廷集会が和解と判決の場となる、⑦地方における紛争解決に王と宮廷が関与することもある、⑧一二世紀末以後、地域における紛争解決が諸侯・貴族のネットワークによって行われていく、という八点を指摘する（七二—七三）。

続く三章はバルバロッサ治世の具体的紛争を取り上げる。第四章「ローカルな紛争と王宮廷—バルバロッサとヴィーバルトの書簡より」は、シュタウフェン朝初期の国王宮廷で重要や役割を果たしたスタブロー・コルファイ修道院長ヴィーバルトの書簡を史料として、コルファイ修道院と近隣貴族との間の紛争が宮廷と地域で交渉と裁判を交えつつ扱われている様子を叙述する。第五章「「シュタウフェン家」と「ヴェルフェン家」の争い?—紛争の中の王」は本書の中心的な章の一つである。著者は、「シュタ

ウフェン家」と「ヴェルフェン家」の対立が一二世紀ドイツ政治史を規定したという伝統的理解を疑問視するヴェルナー・ヘーベルガーの問題提起をふまえて政治史のプロセスを再検討すること、また「ハインリヒと獅子公の訴訟」をはじめとする訴訟の意味を再考すること、を課題として掲げたのち、コンラート三世と「ヴェルフェン家」の対立の分析を経て、バルバロッサ治世のハインリヒ獅子公をめぐる紛争を詳細に検討したうえで、結論として、紛争は「シュタウフェン家とヴェルフェン家」の争いとして展開したのではなく個々人の争いであったこと、紛争プロセスにおいて宮廷での判決は最終決定ではなく紛争解決にはインフォーマルな交渉が重要であったと考えられること、全体として宮廷集会におけるコミュニケーションが（宮廷外のそれとの関係について不明な部分が残るとはいえ）大きな意義を持ち続けたこと、を確認する。第六章「宮廷の中の儀礼と争い」は、前半でバルバロッサ治世当初（一一五二年）のトリア宮廷集会におけるカンブレリー司教とフランドル伯の対立を取り上げて、諸侯間の利害調整を重視する王の姿勢、文書の効力の相対性、フランドル伯の太刀持ち奉仕という伯重視を表示する儀式の効果の限界などを指摘し、後半で治世末期（一一八四年）のマインツ宮廷集会におけるケルン大司教とフランダ修道院長の席次争いを対象に、その地方政治的背景と可変的な儀礼が持つ秩序形成力を論じる。全体に、証書史料に現れない紛争プロセスが叙述史料から再構成される。

第七章以下の四章は、ドイツから、ブルグント、フランス、イタリアへ視線を移す。第七章「境界地域における宮廷とコミュニケーション—ブルグントとフランス」は、ドイツの枠を越えた

コミュニケーションを近代「外交」とは異なる視点で理解する必要があることを指摘したうえで、バルロッサの宮廷がブルグント王國北部にかなりの頻度で滞在し、証書発行も活発であったことを確認し、一一五七年のブザンソン宮廷集会における皇帝側と教皇使節の有名な対立を検討して集会における言語コミュニケーションの可能性と限界を論じる。第八章「シスマ期のバルロッサと教皇・ブルグント・フランス」は、一一五九年の教皇二重選挙後のバルロッサ、教皇アレクサンダー三世、フランス王ルイ七世などの関係について、一一六二年のサン・ジャン・ド・ローヌ会議を四つの叙述史料に見られるアクターたちの戦略という観点から検討し、一一六五年のカール大帝列聖の多義性を論じ、一一七一年の独仏両王による国境をまたいだ地域的平和樹立の試みなどに触れる。第九章「ヴェネツィアの和——シスマ解消へのコミュニケーション・プロセス」は全体が本書のために書き下ろされた新稿で、本書の中心的な章の一つである。著者は一一七七年の皇帝と教皇のヴェネツィアの和をコミュニケーションと秩序のインタラクシオンの観点から評価すべく、まずヴェネツィアの和に至るバルロッサ、教皇、都市同盟、ビザンツ皇帝、フランス王、イングランド王、ドイツの聖俗諸侯など多くのアクターが関わるプロセスをたどる。そのうえでヴェネツィアで演じられた和解儀礼を叙述史料の報告によりつつ検討し、皇帝の平伏と教皇の足への接吻や、皇帝の教皇に対するいわゆる「馬丁奉仕」の意義を論じ、仲介者としてのドイツ聖界諸侯の役割の大きさをブルグントの聖職者、特にシトー会士の重要性を指摘する。第一〇章「バルロッサのアルル戴冠と地中海世界」は、一一七八年の戴

冠とブルグント南部から北部への皇帝宮廷の巡行を取り上げて、アラゴン王（バルセロナ伯）やビザンツ皇帝などをアクターとする地中海世界大のネットワークと、その中の儀礼と巡行のインパクト、境界域における越境的政治的コミュニケーションを論じる。

第一章「宮廷の外——一三世紀のドイツ西北部における紛争解決とネットワーク」は、一二世紀と国王宮廷という本書の中心テーマからははずれるが、中世後期への展望も含んだ主要章の一つである。著者は、証書史料から下ラインおよびヴェストファーレンにおける紛争解決と同盟関係の展開を、ケルン大司教の領邦政策とそれに対する周囲の勢力の対抗に注目しつつ、一三世紀前半のイーゼンブルガー・フェーデから一二八八年のヴォリンゲンの戦いとその戦後処理までたどり、結論として①紛争当事者以外の者も出来るだけ多く紛争解決に関与するように配慮されていること、②和解遵守を保証する人々の登場、③紛争解決を通じて人的関係の形成と明確化、④将来の紛争に備えた仲裁者団の設置を指摘する。「総括と展望」で本書全体の論述のまとめと、今後に残された課題および中世後期への展望が簡潔に示されて、本書本体の叙述が閉じられる。

本書を通して強く印象付けられるのは、著者がこの間のドイツなどの学界における研究の展開と成果を実に幅広く受け止めて、その基礎の上に論述を進めていることである。そもそも本書が主な対象とする一二世紀ドイツ史と皇帝フリードリヒ一世・バルロッサの統治は、一九世紀以来の近代的歴史研究の蓄積が極めて厚い分野であったが、著者はその上に更にコミュニケーション、

紛争解決、儀礼などに関する近年の研究成果を摂取して、史料解釈に生かそうとつとめている。本書のもとになった諸論文と本書を比較すると、著者が論文発表後のドイツ学界の研究成果も貪欲に取り入れて思考を発展させていったことがわかり、そのエネルギーに感嘆する。具体的研究成果という点では、国民国家的判断基準から脱して、バルバロッサの統治が「自身と諸侯、そして諸侯間の良き関係の維持に最大限留意した」（「総括と展望」三三一）ものであったことを、説得力ある形で提示したのが大きな達成であろう。バルバロッサ即位に先立つ約百年のドイツ史が、国王と聖俗有力者、また有力者同士の厳しい対立に彩られていたことを考えれば、バルバロッサ統治のそうした性格はある意味で当然とも言えるが、著者はこの性格を豊富なコミュニケーション事例の検討を通じて肉付けして示している。更に著者が、バルバロッサに関わるコミュニケーションがドイツの枠を越えて広がる諸局面を視野に収め、そこでドイツ諸侯などドイツ内のアクターも重要な役割を果たしながら政治史のプロセスが進んでいく様相を描いたことも、西洋世界の重要な側面を衝いている。その中でブルグントという従来国民国家的歴史観の中で埋もれていた地域に光を当てたことも意義深い。また一三世紀ドイツ北西部の紛争解決を検討した著者が、「地域的アイデンティティと、その地域の平和秩序に対するある種の公共意識の形成」（三二六）を語るのも、今後の研究可能性を指し示すものと、評者には思われる。

このようにいくつもの重要な成果を確認できる反面で、例えば「総括と展望」で著者が、バルバロッサ治世のドイツについて、「政治的行動ルール」を共有する君主と諸侯の緩やかなコミュニ

ニティ」と評価しつつ、しかし「このようなコミュニケーション・コミュニケーションの過程自体において常に緊張と紛争ポテンシャルを孕んでいた」（三三二）と述べるのを読むとき、何か物足りない感も残る。ここまで来たのだから更にもう少し遠くへ行けないものか、一二世紀ドイツを中心とした秩序の質に関して、もう少し解像度の高い画像を得ることはできないものか、という不満も消えないのである。こうした不安全感は、第五章の検討を終えて「全体としてなお事実関係のクロノロジカルな叙述にとどまった憾みがあるが」（一四八）と書き、「あとがき」で「率直なところ本書の、主に叙述史料に基づく、政治エリートたちの行動の考察と記述では、「因果関係」や「構造」への視点は後景に退き、いささか平板な印象を与えるのではないかと危惧する」（四五七）と吐露する著者にも、部分的には共有されているのかもしれない。更に先へ進むために考えられる針路としては、「儀礼」に関して人類学的な理解にまで遡って概念と機能と歴史研究における使い方を詰める（「儀礼」についての更なる検討は著者も「総括と展望」で課題として留保するところである（三三四）、「名譽」の歴史と意義について更に検討をすすめる、著者が役割と意義を強調するドイツ諸侯の主力が大司教や司教などの聖界諸侯であったことの意味を考察する、あるいは紛争解決の複雑なプロセスに関して「厚い叙述」に徹してみる、などもありえようが、以下では「法と裁判の意義」というルートについて、本書の論述を参照しつつ可能性を探ってみよう。

一二世紀ドイツ史の歴史的位置と特質を詰めて考えようとするとき、法と裁判は一つの論点である。先行する一〇・一一世紀と

比較して、一二世紀に入ると当初はほんやりとではあれ、法的な要素が目につくようになってくる。実際、一二世紀前半の国王コンラート三世のもとも、一一三九年のハインリヒ傲慢公に対する諸侯の判決（九九）や、一一五一年の傲慢公の息子ハインリヒ獅子公のウルム宮廷集会への召喚（一〇六七）など、紛争の法的な取り扱いを志向する現象が散見され、フリードリヒ一世治世に入るとハインリヒ獅子公とバーベンベルク家のハインリヒ・ヤゾミアゴットとの間のバイエルン大公領をめぐる対立の中で、一一五三年には召喚が適法に行われていないというすぐれて法的な抗弁が後者から提出されているのが確認できる（一二二）。この現象についての著者の評価は、「紛争当事者はこうして法（裁判）的な手続きを、何らかの理由をつけて容易に拒否することができたように、裁判・判決はその効力を当事者・出席者の合意によってのみ持ち得たことがわかる」（一二二）というものであるが、ここでは拒否が独特の意味で法的に理由づけられていることを見逃すべきでない。一一五二年のトリア宮廷集会での紛争においても、カンブレ司教は、自身の司教区の権限を奪う国王の決定が、ドイツの聖界諸侯の判断と審査なしに下されたという手続的非難を提示する（一五六）。一一七八―八〇年の「ハインリヒ獅子公の訴訟」は、一二世紀ドイツ史の（そしてまた本書の）ハイライトの一つであるが、そこでは法的行動様式が一層はつきりして行く。まず進められたいわゆる「ラント法訴訟」の手続において獅子公は、訴訟とその結果としてのアハト判決が「自分の出生地、シュヴァーベンで行われたものではないゆえに不当なもの」と批判する」（二三八）というやはりすぐれて法的な主張を繰り出す。

それに対して引き続き行われた「レーン法訴訟」も含めて、「獅子公の訴訟」の全体を語る「ゲルンハウゼン証書」は、アハト判決が諸侯と獅子公の同輩のシュヴァーベン人によるものであったとして、「ラント法訴訟」手続が法的に問題のないものであったことを示唆しつつ（ただし著者はこの点には触れない）、レーン法による三度の召喚、獅子公の不出頭、獅子公からすべての帝国レーンを剝奪する諸侯の判決という手続を記す。この時点でレーン法訴訟手続の法規範が存在していてそれに適合する形で具体的に獅子公に対する訴訟が進められたわけではなく、むしろこの事件を大きなきっかけにしてレーン法訴訟という法的行為形式が發展していくという著者の見通しには評者も賛成であるが、「出廷拒否」を判決理由と見る点についてまでハインリヒ・ミッターイスの学説を否定する著者の評価（一四一一）は、この事件の歴史の意味の把握という点で十分でないように思われる。ミッターイス説を全面的に否定する著者が強調するように、一連の経過の中でケルン大司教をはじめとする獅子公と対立していた諸侯の意図と利害が大きな意味を持ったことは確かであろうが、それが法的手続という形式をとって表出していることも、コミュニケーションという切り口から秩序のありかたに迫ろうとする場合には、無視できないであろう。

ドイツよりも早期に法的要素が大きな意味を持ち始めたと思われる、ブルグント、フランス、イタリアへ舞台を移すと、事態は一層明瞭になる。一一六二年のサン・ジャン・ド・ロース会議を伝える四つの叙述史料（とりわけフランスのユグ・ド・ポワチエとイタリアのボゾのそれ）は、十分に特定された行為を内容

とする)「誓約ないし約束」、約束遵守を保証する(物的)「担保」と「人質」、交渉と取り決めの「委任」、使節による「代理」、権限」の範囲をめぐる見解の相違、など法的な仕組みに満ちている(一九五—二〇〇)。ヴェネツィアの和に至る皇帝側と教皇・都市同盟側との交渉の中では、仲裁という法的仕組みが多用されているのが見られる。対立する二つの陣営から同数ずつの仲裁人が出て彼らによる決定に紛争が委ねられるという形式がとられるが、一段目の仲裁人たちが決定できない場合の第二段の仲裁が予定されたり(二一八、二二二)、一方の陣営から出る仲裁人の人選を相手方が行うことが提案されたり(二三六)と分化も始まっている。また協定や合意の順守を直接の紛争当事者以外の主体が誓約して、協定や合意に由来する義務の実現可能性を高めるという実践も見られる(二二八—九、二三四)。著者も仲裁という仕組みが繰り返し登場することにもちろん気付くが(二二〇)、そのコミュニケーション上の意義については特に追究されない。

時期的に下って一三世紀になるとドイツ西北部でも似たような行動が広がっているのが確認され、著者も「紛争と平和のコミュニケーション」は新しい段階に入った(二七〇)と評する。対立する両当事者の間に入りお互いの言い分を聞きつつ争いを終息させるという意味の仲裁と当初はからみあいつつ、イタリアで見られたような法的仕組みとしての仲裁が頻繁に登場して、当事者には仲裁人の決定に従いその内容を実現する義務を、仲裁人には(しばしば)一定期間内に決定を出す義務をそれぞれ設定する。同盟関係においても、同盟から発生する権利義務の対象から除外される別の同盟関係などが明示されて、権利義務の範囲が区画さ

れる。著者が第一章で挙げた四点のまとめも、こうした法的権利義務の観点から把握することができる。著者が確認するように、紛争解決には直接当事者以外の数多くの主体が関わっているが、彼らの多くは特定の法的義務を負った存在として(ということとは相手方に特定の権利を発生させつつ)登場している。紛争当事者が和解等の内容を順守することについての保証人が、特定の場所に入ってそこにとどまるのは、著者は言及しないが、ドイツ法制史上Erlangerと呼ばれる法的仕組みであり、紛争解決を通じて人的関係の形成と明確化も法的権利義務の設定として実現する部分が大きい。法的仕組みとしての仲裁で当事者と仲裁人の権利義務を定めておけば将来発生する紛争にも対処可能である。事態をこのように把握するならば、これらの現象を「ある種の経験的合理性」(三三四)、「繰り返しの経験の中で共通に認識され、適用される慣行」(三三五)として説明し、これらのデバイスを用いる紛争解決を「広いネットワークが生み出す妥協、和解への圧力を背景とする」(三二五)と評するやや素朴かつ閉塞的な著者の理解も再検討を要するであろう。

このように本書の叙述のそこかしこに出現する法的現象について、著者の感度が余り高くないのは、「それ『バルバロッサ治世後期の宮廷集会』は、皇帝の司宰下不正を断罪する裁きの場ではなかった」(一五二)という第五章の総括部の評価に現れているように、著者の「法と裁判」観が刑事裁判と有罪判決(およびその執行)を中心に組み立てられている点に、一因があるのではないかとも思われる。そうであるとすれば、しかしそうした「法と裁判」観は東アジア的なし日本的なものであって、西洋的な

「法と裁判」とはズレがある。西洋的「法と裁判」の特質を端的に示すのは、ある事柄を争う際にそもそも召喚が適法に行われたかどうかを争うという主張の仕方である。なぜこのような奇妙な現象（バイエルン大公領の帰属を争う際に召喚の仕方など枝葉末節ではないのか？）が出現するかといえば、西洋的な「法と裁判」が「本当のところどうであったのか」ではなく形式的な基準で一義的解決を導く仕組みであるからで、それを前提に、「実際の事実関係がどうなっているのか」よりはむしろ事柄を扱う枠組である手続や判定合議体の構成などに力点が置かれ、また上記のような仕組みを反映して、主体間の関係が（やはり主に手続的な）特定の内容を持った権利義務を通じて織りなされる、というのが評者の理解である。もちろん、こうした「法と裁判」の観点ですべてを説明してしまうのは適切ではないが、一二世紀以後この要素は西欧・南欧でもドイツでもますます色濃くなっていくのであり、王・貴族・都市などの紛争をめぐるコミュニケーションを通じて秩序の質を理解しようとする際に、法的コミュニケーションの十分な検討を欠くことは、無視できない限界を意味するのではないだろうか。アルトホフの「政治的行動ルール」をめぐる論争について、法と「政治的行動ルール」が「相互補完的」（一〇）であったと評する著者であるが、「相互補完的」の意味をもう少し詰めることが課題ではないかと評者には思われるのである。このように不満を感じさせる部分が残るとはいえ、さまざまな方面への今後の検討の際に本書との取り組みが不可欠であるという点は動かない。そのような意味で、本書は「研究史を画する」成果なのである。

（A5判 Xiii頁＋四六八頁 京都大学学術出版会

二〇二〇年二月 税別四四〇〇円）

（東京大学法学部政治学研究科教授）